

第34回入善町農業委員会議事録

令和8年5月11日午後4時00分から第34回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 11名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
6番 上 田 幸 嗣	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	14番 前 田 俊 彦
16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春	

欠席委員 6名

5番 森 下 吉 光	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅
13番 坪 野 和 夫	15番 永 山 美 和		

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	上 田 久 志
入善町農業委員会 係 長	原 翔 子
入善町農業委員会 主 任	石 山 裕 之
入善町農業委員会 主 事	前 川 祐 喜 子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第118号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第119号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第5	議案第120号 令和7年度最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価（案）の決定について

議長（米山 義隆）

皆様、お疲れ様です。本当に田植えと春作業でお忙しいところだと思います。

ゴールデンウィークも終わって周りを見れば、7割方は、田植えは終わってきているのかなと思いますが、残りは大規模農家の皆さんのほ場かなというふうになっております。

私は毎年この時期になると言ってるんですけど、この時期が田んぼに水張って一番田舎が明るくなる時期で、夜なんかも、本当にこれほど明るい田舎はないなというふうに非常に大好きな時期、季節であります。ただ大好きな季節ではありますが、休むまもなく働くという中で言えば、相当堪えているところもあります。これから田植えも含め、大豆の植え付けの時期でありますから、本当にくれぐれも事故、怪我等ないように体調管理しながらの作業を心がけていただきたいなというふうに思います。

とにかく今年の春っていうのは、今日も暑い日になっておりますけど、先週の金曜日と非常に寒い日にもなりました。この日曜日に雪の大谷に行ってこられた方の話を聞きましたけれども、向こうは新雪が降って、除雪作業があつて、歩道を歩くのは中止になったというふうになったそうでした、非常に寒暖差の激しい春かなというふうに見ております。くれぐれも体調には十分注意されて過ごしていただきたい、作業にあたっていただきたいと重ねて申し上げます。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番寺田委員と4番森下さゆり委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第118号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第118号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町八幡〇〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は444㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、大阪府泉佐野市〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町君島〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は農事組合法人〇〇〇〇さんが耕作している農地で、譲受人の〇〇 〇〇さんは〇〇の役員でいらっしゃいます。譲受人が申請地を取得した後も、引き続き農事組合法人〇〇〇〇さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、亀田委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番、農地の所在地は、入善町下山〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の3筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は9,031㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、黒部市〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町下山〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は〇〇〇〇さんが耕作している農地で、譲受人の〇〇 〇〇さんは、〇〇〇〇の代表でいらっしゃいます。譲受人が申請地を取得した後も、引き続き〇〇〇〇さんが耕作されます。

- 許可要件の確認ですが、
- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
 - ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
 - ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、米山会長にいただいております。

続きまして、申請番号3番、農地の所在地は、入善町中沢〇〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は253㎡です。

申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町中沢〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、入善町中沢〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

この申請地は〇〇〇〇さんが耕作している農地で、農地を取得した後も引き続き〇〇〇〇さんが耕作されます。

- 許可要件の確認ですが、
- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
 - ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
 - ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、田中委員にいただいております。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、亀田委員お願いします。

亀田委員

事務局から説明のあったとおりで、特に問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続きまして、申請番号2番について、私から説明します。

事務局から説明のあったとおりで、もう黒部に行かれてからずっと〇〇〇〇さんがやっているところで、他の方の売買も無いということも確認しましたし、〇〇〇〇さんも引き続き〇〇〇〇で営農しているということを確認できましたので、ハンコを押しました。

次に申請番号3番、田中委員お願いします。

田中委員

中沢〇〇〇〇は仲間田になっておりまして、司法書士さん来られて、このようになりましたということでしたので、地区も一緒ですし、一緒に農家をしておられる方なので、特に問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、この3件の案件に対して質疑に入りたいと思います。

小林委員

1番ですが、〇〇 〇〇さん、〇〇〇〇に全部貸付してるんでしょうけど、農事組合法人などの構成員が農地を取得する場合は、もともと所有地としてどれぐらいの規模の農家だったのかがわかるように、今後は備考の欄にでも所有地の面積を記載していただければありがたいです。

事務局

もとの所有地を記載するようにします。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第118号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第119号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第119号、「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積等促進計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定され、農地の貸し借りができるようになります。

また、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、あらかじめ、関係する農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

【別紙一覧で説明】

地区別についてはご覧の通りです。

合計のみ読み上げます。

新規は、1件、1筆、262㎡

再設定は、8件、22筆、51,653㎡

合わせて9件、23筆、51,915㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。自分の地区などを見ていただいて意見があればご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第119号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に議案第120号 令和7年度最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第120号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、国の通知により、5月末までに前年度の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価をし、その結果を公表するとともに県知事に報告することとなっております。

それでは令和7年度の「農業委員会の最適化活動の点検・評価」について説明いたします。

点検評価表は、1.最適化活動の成果目標、2.最適化活動の活動目標、3.点検評価結果の3項目で構成されています。

まずは、「1.最適化活動の成果目標」のうち、（1）農地の集積についてです。

令和6年度末の集積率は89.4%だったことから、令和7年度の目標を89.7%と設定しておりました。その目標に対して、令和7年度の達成状況は90%で、農地面積3,800haに対して、集積面積は3,420haという目標を上回る結果が得られました。

集積・集約化については、

- 集積がすでに進んでいる地域であるため、主な活動は点検であった。
- 担当地区内において、地元農家と担い手へ集約化や大区画化整備等について話をした。
- 担い手の個別のやり取りの中で、条件の合う圃場についての利用権の交換・移転が進み、集約化が進展するよう情報提供や仲介を行った。

などの様々のご意見をいただきました。別紙に委員の方からのご意見や感想をまとめましたので、ご一読ください。

担当地区内の集積が進んでいるため、主な活動が点検であった、1年を通して地区内に大きな変化が無かったなどの意見がある一方、担い手さんの間に入り調整することで、集約につながったなどのご報告もあり、農業委員さんの活動のおかげで、集約化促進の意識が浸透している様子が伺えます。

続きまして（2）遊休農地の解消等 についてです。

令和7年度に所有者本人が草刈りなどの圃場管理を行ったことから、遊休農地が解消されたため、「目標」「実績」とともに0となっています。

皆さまからは、昨年同様、遊休農地防止について、以下のようなご意見がありました。

- 見まわりをしても遊休農地が発生していないので、今後も増えないように住民と話をしながら見守っていきたい。
- 未耕作地の地権者に対し、自己保全管理を呼びかけた
- 農地パトロールでは、特に自己保全管理の状況を注視した。

など、こちらも別紙にまとめましたので、ご一読ください。

一度、遊休農地になってしまうと、優良な農地に戻すために時間も労力もかかるため、発生させないことが重要です。

農地パトロール、草刈等の自己保全管理を呼びかけなど、委員の皆さまの日々の活動が、新たな遊休農地の発生防止に繋がっているものと考えられます。

次に、(3) 新規参入の促進 についてです。

令和7年度については、1 経営体の新規参入実績がありました。先月の総会でもお話した、〇〇〇〇さんです。水稻での新規就農となっており、面積は26.5haです。

目標面積は、国の指示により、過去3か年度の権利移動面積の平均1割以上で設定されていましたが、集積率を考えると、新規参入者に広い農地の確保が難しいのが現状です。しかし今後も、関係機関からの情報収集、また、就農意欲のある方に対して、支援活動を進めていくことは必要であります。

続きまして、2 最適化活動の活動目標についてです。

最適化活動を行う農業委員の人数は17名です。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 については、目標である、月あたりの活動日数10日に対して、令和7年度の実績活動日数の平均は、月あたり8.2日となっております。

また、(2) 活動強化月間 は、4月から6月までの3か月間を設定し、春の耕作管理作業が行われる時期に、遊休農地が発生しないように町内全域の農地を、重点的にパトロールをしていただいているものです。

(3) 新規参入相談会への参加 はございませんでした。

最後に、3 点検・評価結果についてです。

こちらにつきましては、農林水産省経営局農地政策課長通知の標語適用方法により、項目ごとの達成の状況から当てはまる標語が自動的に記載されるものです。

今回は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」に該当いたしました。

以上が、令和7年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価(案)です。

よろしく願いいたします。

議長(米山 義隆)

はいありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。ご発言をお願いします。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第120号、令和7年度最適化活動の実施状況及び目標の達成状況の点検・評価（案）についてを原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。
令和8年6月9日火曜日午後1時30分より行います。
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（令和9年度農林関係税制改正に関する要望について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第34回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和8年6月9日火曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後4時40分）